

令和4年第2回定例会

古平町議会会議録

第2回古平町議会定例会 第1号

令和4年6月15日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例等の一部を改正する条例〕
- 5 承認第 2号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例〕
- 6 議案第30号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 7 議案第31号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第33号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 10 議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 11 議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について
- 12 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 13 令和3年 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情
陳情第 7号 （総務文教常任委員長報告）
- 14 陳情第 1号 「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書」採択についての陳情書
- 15 陳情第 2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
- 16 陳情第 3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 17 陳情第 4号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- 18 陳情第 5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の採択のお願い
- 19 陳情第 6号 「核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）」の採択を求める陳情書
- 20 陳情第 7号 「18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法整備を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書
- 21 陳情第 8号 「急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見

書（案）」の採択を求める陳情書

- 2 2 陳情第 9 号 「食糧の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書
- 2 3 意見案第 1 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 2 4 一般質問
- 2 5 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（総務文教常任委員会）
- 2 6 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
（産業建設常任委員会）
- 2 7 委員会の閉会中の継続調査申出書
（広報編集常任委員会）
- 2 8 委員会の閉会中の継続調査申出書
（議会運営委員会）
- 2 9 委員会の閉会中の継続調査申出書
（庁舎等建設調査特別委員会）
- 3 0 委員会の閉会中の継続審査申出書
（古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会）
- 3 1 議員の派遣について

○追加議事日程

- 1 意見案第 2 号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書
- 2 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について

○出席議員（9名）

議長 1 0 番 堀	清 君	1 番 木 村 輔 宏 君
3 番 真 貝 政 昭 君		4 番 寶 福 勝 哉 君
5 番 梅 野 史 朗 君		6 番 高 野 俊 和 君
7 番 岩 間 修 身 君		8 番 山 口 明 生 君
9 番 工 藤 澄 男 君		

○欠席議員（1名）

2 番 逢 見 輝 統 君

○出席説明員

町 長 成 田 昭 彦 君

副	町	長	奥	山	均	君
教	育	長	三	浦	洋	君
総	務	長	細	川	善	君
企	画	長	人	見	至	君
町	民	長	五	十	美	君
保	健	長	和	嵐	子	君
産	業	長	岩	泉	康	君
建	設	長	高	戸	真	君
会	計	者	関	野	龍	君
教	育	次	本	口	央	君
町	立	長	細	間	克	君
総	務	主	松	川	武	君
財	政	主	湯	浦	亮	君
		査		浅	学	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
議	事	係	長	黒	川	寿	君

開会 午前 9時53分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** それでは、本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。2番、逢見議員につきましては病気療養中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和4年第2回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、8番、山口議員、9番、工藤議員のご両名を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る6月10日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る6月10日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月15日から6月16日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、総務文教常任委員会から同委員会に付託されておりました令和3年陳情7号については、採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

次に、今定例会に9件上がっております陳情でございますが、陳情1号、陳情2号、3号、4号、6号、7号は総務文教常任委員会のほうに、陳情5号、8号、9号は産業建設常任委員会に付託するものといたします。また、系統である北海道町村議会議長会からの意見書の提出要請がございました森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問についてご説明します。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件につき3

回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返して行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月15日から6月16日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月15日から6月16日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和3年度3月分、4月分、令和4年度4月分例月現金出納検査報告と令和4年後志教育研修センター組合議会第1回定例会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（成田昭彦君） 第1回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、1点目は中心拠点誘導複合施設についてでございます。去る5月6日、中心拠点誘導複合施設かなえーるが開館いたしました。コロナ禍のため規模を縮小しての開館式では、議員の皆様のお出席の下、議長と小中学校のそれぞれの代表者及び私がテープカットのみを行いました。無事に開館できたことは大変喜ばしいことであり、古平町の新たな歴史の始まりであると言っても過言ではないと思っております。一方、前面の駐車場などが完成していないことから、不便を承知で町民の皆様には施設の裏手である正隆寺側からご来庁いただいておりますが、工事が終わるまで何とぞご理解願います。今後古平町の顔となった本施設が町民の皆様に親しまれながら長く利用されるよう大切に使用していく所存であります。

次に、道の駅ふるびらについてでございます。本年度に修正設計を予定しております道の駅につ

きましては、3月29日に道の駅整備検討委員会を立ち上げ、これまで2回の委員会を開催し、道の駅のコンセプトや管理運営方法等について協議いたしました。その協議結果を踏まえ、5月12日には新たな道の駅整備基本計画を作成したところであります。今後も修正設計などについて委員会に諮りながら取り進めてまいります。

恵尚会訴訟についてでございます。係争中の令和2年指定管理料等請求事件は、指定管理料の未精算額部分について一部和解しておりますが、指定管理取消しに伴う費用請求部分につきましては、去る5月16日に仙台地方裁判所で原告、被告双方の口頭弁論を行い、結審しました。8月22日に判決が言い渡される予定であります。また、令和3年損害賠償等請求事件は、双方の主張が出尽くしたことから、5月20日期日において裁判所より和解条項案が提示されたところであります。今後顧問弁護士と相談しながら応諾できるかどうかその内容を検討することになります。

次に、行方不明者の捜索についてでございます。5月22日からの歌棄地区での行方不明者の捜索は、熊の懸念があることから、猟友会の協力を得ながら警察、消防、役場及び施設関係者等で広範囲にわたり3日間行われましたが、残念ながら発見には至らず、所持品などの手がかかりも得られませんでした。24日をもって捜査協力本部と現地協力本部は解散いたしました。今後も警察などと連携し、情報提供が得られるよう努めてまいります。

次に、灯油等購入助成事業についてでございます。今年度の当初予算に計上しておりました福祉灯油事業は、町民税非課税世帯に灯油券1万円を助成することといたします。この事業とは別に国の経済対策で新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金が決定したことを受け、古平町の全世帯が原油価格や物価高騰の影響を受けていると考え、課税、非課税にかかわらず1世帯1万円を現金で支給する灯油等購入助成事業を予定しております。後ほど補正予算をご提案いたしますので、上程の際はよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、指定ごみ袋配布事業についてでございます。灯油等購入助成事業と同様にコロナ交付金を活用して町内の全世帯に対し可燃及びプラスチックのごみ袋を配布する指定ごみ袋配布事業を予定しております。ごみ袋の配布は、コロナ禍の影響を受ける生活者支援であること、一方町が配布のために小売店からごみ袋を購入することは販売手数料の10%還元につながり、事業者支援になると考えております。こちらの事業も補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、臨時特別給付金事業についてでございます。2月から実施しておりました住民税非課税世帯臨時特別給付金事業及び課税世帯臨時特別給付金事業は、非課税世帯への10万円支給が対象世帯790件全てに支給を終えました。一方、課税世帯への5万円支給は対象世帯852世帯中841世帯から申請があり、申請率98.7%で、こちらも申請世帯全てに支給を終えております。

次に、新型コロナウイルス感染予防についてでございます。新型コロナウイルス感染症予防対策については、これまで3密の回避、マスク着用、手洗い等の手指衛生などのほか、国からの指示に従いワクチン接種を3回目まで進めてきました。4回目接種については、国から3回目接種の完了から5か月以上経過した60歳以上の方、基礎疾患を有する18歳以上の方、その他医師が必要と認める方を対象とするよう通知があり、本町ではこれまでと同様に北後志5町村による共同接種体制で

7月5日から実施できるよう準備を進めております。これ以外の対応としましては、ワクチン専用電話や北海道が実施する無料PCR検査事業等の継続、町立診療所を中心として接種希望者が早期に接種できるようワクチン接種外来の開設や施設等への巡回接種を計画しております。詳細が決まりましたら、随時周知してまいります。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。町立診療所につきましては、4月から月2回レントゲン技師が勤務しているため、レントゲンやCTでの検査が可能となり、診療の充実が図られていると考えております。引き続き地域に密着した1次医療の提供に努めてまいります。介護医療院は、長期の療養が必要な方に医療と日常生活上の介護を一体的に提供し、終末医療やみとりにも取り組んでおります。これまで延べ20名の方が入所され、7名の方をみとりました。入所の方が住み慣れた地域で自分らしい日常生活が送れるよう今後も各職員が連携して療養生活の支援を行ってまいります。

次に、古平町事業支援等給付金についてでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている町内事業者の支援として、古平町事業者支援給付金事業とふるびら経営促進事業補助金事業を令和3年度に行ってまいりました。事業支援給付金は、コロナ前と比較して事業収入が50%以上減少した月が存在すると10万円を上限に助成する事業で、年度末実績で66件、約628万円給付したところです。経営促進事業補助金は、経常的にかかる経費などに法人5万円、個人事業主3万円を補助するもので、130件、約464万円の実績となっております。どちらも令和3年度のコロナ交付金を活用した古平町独自の支援事業でありました。また、事業者支援給付事業は先ほどの灯油等購入助成事業と同じくコロナ交付金を活用して、申請方法等の若干の見直しは行いますが、法人10万円、個人事業主5万円で令和4年度も実施する予定であります。

次に、商工会プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。商工会が発行するプレミアム商品券への支援事業は、当初予算にプレミアム率20%に対して支援することとしておりましたが、先ほどから述べているコロナ交付金を活用しまして、さらにプレミアム率30%の第2弾事業への支援を予定しております。コロナ禍の町民生活支援や疲弊する地域経済対策が目的であります。

次に、ふるさと納税についてでございます。令和3年度の実績は、寄附件数4万5,698件、寄附額4億5,059万円と微減したところであります。詳細な減要因は現在分析中ではありますが、古平町へのリピーターが減少傾向であることは否めません。現状のロシアとウクライナ情勢から特産品の原料が高騰していることなどを含め、今後の対策をしっかりと検討してまいります。なお、7月1日から本町のふるさと納税ポータルサイトをこれまでの4社から5社へ増やし、寄附者の利便性を向上させるとともに、特産品をより広く全国にPRできる体制を整えます。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2にそれぞれ取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、専決処分の承認案件2件、補正予算案2件、条例改正案1件、加入する一部事務組合の規約変更の協議3件、報告1件の合計9件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には日頃より本町の教育行政に対し深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。令和4年古平町議会第2回定例会の開会に当たり、前回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校における新型コロナウイルス感染症対策についてです。小学校、中学校における感染症対策に関しては、文部科学省発出の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル及び北海道教育委員会からの関連通知に基づき引き続き対策を実施しております。児童生徒の感染に伴う学校の臨時休業については、前回報告以降小学校第1学年を3月11日から15日まで学級閉鎖、第5学年を3月15日から19日まで学級閉鎖しました。また、5月に入り、小学校第3学年を5月21日から25日まで学級閉鎖としております。学級閉鎖中は、プリントとオンライン授業を行っております。中学校においては、これまでのところコロナ感染に伴う学級閉鎖等の臨時休業はありません。

次に、学校教育活動についてです。4月4日に転入教職員6名の辞令交付式を行いました。そのうち小学校の1名は若手の新採用教諭ですので、フレッシュさを武器にしての活躍が期待されます。

令和4年度入学式は、4月6日午前小学校で、午後中学校でコロナ対策を踏まえて規模縮小、短時間で挙行されました。新入生は小学校11名、中学校18名です。古平小学校児童数81名、教職員数18名、古平中学校生徒数53名、教職員数15名で新年度をスタートいたしました。

全国学力・学習状況調査は、4月19日、全国一斉に小学6年生と中学3年生を対象として国語、算数、数学、理科の調査が行われ、当町では小学6年15名全員、中学3年14名全員が参加しております。調査結果については、8月下旬に文部科学省から都道府県別に公表される予定であり、それを受けて道教委からの北海道版結果報告書が11月下旬に示される予定です。

中学校の修学旅行は3年生全員が参加して、5月11日から13日まで3日間の行程で青森県五所川原市、弘前市、青森市を訪問しております。去年はコロナの関係で道内1泊のみとしましたが、今年は通常の道外2泊に戻しております。小学校では、6年生全員が6月1日から2日まで2日間函館市を訪問しました。函館山からの夜景や五稜郭見学などを堪能し、食事も楽しんだ様子です。なお、小中とも旅行の途中経過や児童生徒の写真を学校から学校安心メールで保護者宛てに送信し、親御さんを安心させておりました。

5月21日には、小学校大運動会が開かれました。全校児童そろっての開催は3年ぶりです。スローガン「最後まで正々堂々戦おう」の下、子供の一人一人が自分の持てる力を出し切っている姿が輝いて見えました。

また、小中学校の特別教室等に無線LAN環境を整備する小中オンライン学習環境整備工事について、5月30日、入札執行、6月1日、三立機電株式会社と請負金額654万5,000円、工期、令和5年1月31日で契約締結しました。学校の長期休業期間中の施工となります。

次に、学校給食についてです。食育の一環でもあります地場産食材の令和3年度使用実績は77品目となりました。今後も農産物、畜産物、海産物について一品でも多くの地場産を使用した給食提

供に努めます。また、給食施設設備の衛生管理に関しては、今年度の細菌検査業務委託及び各種設備点検を4月1日に契約、引き続き学校給食の安全、安心を徹底いたします。

生涯学習、スポーツについてです。高齢者教室たけなわ学級は、3年度最終回を3月24日に開き、7名参加の下で映画「オケ老人！」を鑑賞しました。4年度第1回は5月12日に開催、14名が参加して、余市円山公園のウォーキングを楽しまれておりました。

少年少女わんぱく王国は、3年度最終回を3月25日に開き、ニュースポーツ体験会ということでボッチャとフライングディスクを楽しんでおります。4年度第1回は5月14日に開催、12名参加してダブルダッチ、2本の縄跳びに挑戦しております。

ブックスタート事業は、4年度第1回を5月19日、乳幼児健診会場において実施し、2組4名に絵本を贈呈、また絵本の展示をいたしました。

さて、当町の一大イベント、古平ロードレース大会については、6月1日に大会実行委員会が開催され、協議の結果、コロナ感染対策を講じても完全に防ぐことは難しい。参加する皆さん、実行委員、スタッフ、町民の健康と安全を最優先に考えた結果、今年度の大会は中止するという結論でございます。

古平町文化祭についてです。主催者の町文化団体連絡協議会総会が6月7日開催され、文化祭に関しても議論されました。作品展示会は10月27日から30日までの4日間、複合施設1階大ホールで行う。発表会は11月3日、同じく大ホールで行う。発表会当日の時間割や開始時刻などは、9月下旬の役員会で決めると聞いてございます。

複合施設オープンと同時に皆様待望の古平町図書館を5月6日に開設させていただきました。ありがとうございます。基本コンセプトである子供からご年配の方まであらゆる年代の生涯学習の拠点としての機能と図書館に行けば誰かに会えるという憩いの場としての機能を兼ね備えた施設づくりをこれからも追求してまいりたいと存じます。なお、6月3日時点の図書館利用カード発行数は109枚、また蔵書数は1万1,817冊となっております。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣づけがなされるように今年度から始めました健幸ポイント事業については、5月16日から開始し、6月3日時点、52名の方が登録し、参加されております。今後もイベント等で事業周知を図りながら取り組んでまいります。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後ほどご覧ください。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（堀 清君） 日程第4、承認第1号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分（第3号）の承認を
求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例等の一部を改正する条例でございますが、3月31日までに制
定しなければならなかったもので、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分をし、ここに
承認を求めるものでございます。

改正内容につきましてでございますが、説明資料1ページをお開きください。横とじになっている
ものです。1ページ目、お願いします。町税条例、それからこの後提案いたします都市計画税条
例のほうも一部含みますが、一部改正の概要を説明させていただきます。1点目の改正の要旨とい
たしまして、令和4年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月22日
に成立、3月31日公布されたことに伴い、町税条例及び都市計画税条例に所要の改正をするもので
ございます。

2点目としまして、主な改正内容ですが、まず1点目、固定資産税です。土地に係る負担調整措
置において地価が一定以上上昇した商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするも
のでございます。本町においては、該当はございません。

2点目としまして、個人住民税でございます。所得税の住宅ローン控除者の適用において、所得
税額から控除し切れない額を個人町民税から控除する措置について適用期限を4年延長するもので
ございます。

本改正条例の施行日は、令和4年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（堀 清君） 日程第5、承認第2号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、こちらも先ほどの税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、先ほど説明資料の1ページで説明した固定資産税の内容と同様に負担調整措置に係るもの、そのほかは法律改正に合わせて条項ずれの改正となっております。

本改正条例の施行日は、令和4年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから承認第2号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第30号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第30号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第30号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案11ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,968万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,968万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。これにつきましては、議案の12ページ、13ページが歳入、14ページ、15ページが歳出となっております。

また、16ページに第2表、地方債の変更として地方債の起債の限度額を2億1,610万円追加し、3

億9,250万円とする補正を計上しております。これは、後ほどご説明いたしますが、中心拠点再生整備事業、内容といたしましては旧役場庁舎の解体工事、ふるびら150年広場等の整備事業、道の駅建設事業に起債が充当できることが固まりましたので、補正するものでございます。当初予算編成時は振興局、道のほうと協議中であり、不確定要素が多々ありましたので、起債として計上しておりませんでした。それが起債を充当できることが固まりましたので、今回計上させていただいております。

以上、第1表、第2表までが議決事項でございます。

それでは、議決をいただくため一般会計の補正予算の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第30号説明資料を御覧ください。それでは、改めまして歳出からご説明いたしますので、まずは説明資料の6ページ、7ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとに説明させていただきます。まず、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算に4,396万4,000円を追加し、7億2,673万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容といたしましては、まずは5目の財産管理費、こちらにつきましては先ほどご説明した起債を充当できることになりましたので、起債を充当いたしまして、一般財源を減らす財源更正でございます。

続いて、中段御覧ください。12目地方創生臨時交付金費でございます。これは、先ほどの町長の行政報告でもありましたコロナ交付金について行う事業でございます。こちらにつきましては、説明資料の12ページ、13ページを御覧ください。一覧でまとめてございます。今回のコロナ交付金でございますが、コロナ禍での原油価格、物価高騰に対する生活者支援、事業者支援を主な目的としております。ですので、多くの町民が疲弊していると考え、広く町民に行き渡る事業を考えまして、ここに5事業計上してございます。今回国から配分されるコロナ交付金は3,696万6,000円でございます。これを財源といたしまして、まずは事業ナンバー1、灯油等購入助成事業でございます。全ての世帯に対して1万円を助成する事業でございます。事業ナンバー2として、指定ごみ袋配布事業ということで、可燃のごみ袋、緑色のごみ袋、あれの小を2袋、1袋に10枚入っていますので、20枚、それとプラ、オレンジ色のごみ袋の中を1袋全世帯に配布する事業でございます。13ページに行きまして、事業ナンバー3番、ふるびらプレミアム商品券発行事業ということで、商工会が行うプレミアム商品券事業に対してプレミアム率30%部分に対して助成するものでございます。続いて、事業ナンバー4として事業者支援金給付事業ということで、法人10万円、個人事業主5万円を支援金として助成する事業でございます。最後、事業ナンバー5として、地域の建設業応援事業として、公営住宅の解体事業として1棟2戸で300万円計上してございます。

以上が今回国から配分されるコロナ交付金で実施する事業の一覧でございます。

では、また6ページに戻ってください。中段です。先ほどの2款の続きの3項戸籍住民基本台帳費でございます。既定の予算に492万2,000円を追加し、1,419万円とするものでございます。こちらの内容につきましては、国からの通知により戸籍システム、住基システムを改修するものでございます。全額国補助で行うものでございます。

続きまして、その下、3款民生費、1項社会福祉費でございます。既定の予算に686万5,000円を

追加し、7億4,876万4,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、元気プラザ、ほほえみくらすの修繕費が主なものでございます。3目の元気プラザ管理費、4目の生活支援ハウス運営費が元気プラザのほうの修繕費で、5目老人福祉費のほうはほほえみくらすの修繕費になります。当初予算計上後、施設の老朽化から故障箇所が多々発見されたため、今回補正するものでございます。

一番下の12目の障がい福祉費につきましては、自立支援医療費扶助費ということで365万円計上させていただきますが、透析の患者が増えたことによる増でございます。

続きまして、8ページ、9ページ御覧ください。同じく3款の2項児童福祉費でございます。既定の予算に204万6,000円追加し、5,780万5,000円とするものでございます。こちらの主な内容につきましては、1目の児童福祉費が子供のための教育、保育委託料ということで、町内の園児が余市の幼稚園に通園するための委託料でございます。

6目の子育て世帯生活支援特別給付金費につきましては、コロナ禍で影響を受けている低所得者の子育て世帯に対する給付金でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費でございます。既定の予算に1,004万5,000円追加し、1億521万8,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、1目の保健衛生総務費が診療所運営事業特別会計繰出金ということで、4月1日から診療所に専属の事務長を配属いたしましたので、その人件費を一般会計から診療所会計へ移すための繰出金でございます。

6目のコロナワクチン対策費につきましては、4回目のコロナワクチンの経費を計上してございます。

続きまして、5款農林水産業費、4項漁港費、既定の予算に66万円を追加し、957万5,000円とするものでございます。こちらは、漁港内の漂流ごみを処理する委託料でございます。全額国補助事業でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算に66万円追加し、2億3,207万6,000円とするものでございます。こちらは、温泉のろ過器及び水位電極棒が故障しましたので、その交換の経費でございます。

続いて、8款消防費、1項消防費、既定の予算に19万2,000円を追加しまして、1億8,717万4,000円とするものでございます。主な内容としましては、行方不明者捜索活動報償費ということで、5月23日から24日にかけてまして猟友会に捜索に参加してもらいましたので、それへの報償費、お礼でございます。

続いて、10ページ、11ページ御覧ください。12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に8,900万追加し、2億3,474万9,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、財政調整基金が財源調整のためのものであり、医療福祉施設等事業運営基金積立金が電源交付金の積立金でございます。

続いて、13款職員給与費、1項職員給与費でございます。既定の予算に132万6,000円追加し、5億4,804万9,000円とするものでございます。主な内容としては、会計年度任用職員の報酬、期末手

当を計上してございますが、こちらにつきましては町史編さんの資料整理業務を行っていただく方の報酬などでございます。現時点では町史第4巻の発行の予定はございませんが、今後に備えまして資料収集、資料整理をするための会計年度任用職員の報酬でございます。

では、歳入をご説明いたしますので、2ページに戻ってください。12款使用料及び手数料、2項手数料、既定の予算に195万6,000円を追加し、1,217万2,000円とするものでございます。こちらにつきましては、廃棄物の処理手数料ということで、先ほど歳出のほうでご説明したコロナ交付金で実施するごみ袋配布事業です。あのごみ袋配布事業で最初に事業者、町内の業者にごみ袋を販売しますので、その販売した手数料でございます。

続きまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。既定の予算に586万7,000円を追加し、2億2,076万4,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、障害者医療費負担金ということで、先ほど歳出でご説明した透析患者の増による扶助費、あれの部分に対して国からの2分の1の負担金を計上してございます。それ以外にその2つ下、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金として、4回目の接種委託分の経費を計上してございます。

続きまして、同じ13款の2項国庫補助金でございます。既定の予算に4,490万追加し、2億4,756万8,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金ということで、歳出でご説明した戸籍システムの全額国補助分をここで計上してございます。さらには、その1個下に先ほどから何度もご説明しておりますコロナ交付金、地方創生臨時交付金を3,696万6,000円見込んで計上してございます。さらには、その下、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ということで、低所得者の子育て世帯への給付金に対するものをここで計上してございます。

続きまして、その下、14款道支出金、1項道負担金でございます。既定の予算に105万4,000円追加いたしましたして、1億3,440万円とするものでございます。こちらの主な内容としましては、先ほども出ております、歳出で出てきた透析患者の扶助費の今度は道の負担分4分の1をここで計上してございます。

続きまして、同じ14款の2項道補助金、既定の予算に7,590万円を追加し、1億1,214万1,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、3ページの一番下に記載しております電源立地地域対策交付金ということで、神恵内の文献調査に絡む7,500万円の交付金でございます。

続きまして、4ページ、5ページ御覧ください。17款繰入金、2項基金繰入金でございます。既定の予算から1億8,600万円を減額しまして、7,132万円とするものでございます。主な内容につきましては、財政調整基金と減債基金の繰入金をゼロにする財源調整でございます。

続いて、19款4項雑入でございます。既定の予算から9万7,000円減額し、2,692万4,000円とするものでございます。この補正内容も財源調整でございます。

最後に、20款町債、1項町債でございます。既定の予算に2億1,610万円を追加し、3億9,250万円とするものでございます。先ほども申しましたが、こちらにつきましては5ページの下段に記載しておりますふるびら150年広場、観光交流センター、旧役場庁舎解体、ここに記載している事業に起債、地方債を充当できることがほぼ固まりました。当初予算では不確定要素が多々あったため計

上していなかったのですが、今回固まったことにより計上いたします。事業費が確定していないので、ここに計上している金額は限度額、借りることができる最大額を計上したものでございます。9月上旬に道と借入れの協議をして、同意を得る必要があるため、今回補正させていただきました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） まず、6ページの、地方創生臨時交付金で今回もまた町民にコロナ対策としていろいろ事業を計画しているようでありまして、今回の灯油の配付1万円、それとごみ袋、分かりましたけれども、これ日程的にいつ頃なのか分かりますか。

それと、これ全戸配布ですので、それに関わる手続は要らないと思うのですが、必要はないですね。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、実施時期でございますが、指定ごみ袋の配布事業につきましては、8月から9月を開始のめどとしております。灯油等購入事業につきましては、福祉灯油に合わせて行いたいと考えておりますので、11月の下旬、もしくは12月に入るかもしれませんけれども、その頃を予定しております。

配布の手続につきましては、今後町内会長会議通してお願いしようと思っておりますけれども、地域担当職員と町内会長さんをお願いして、全戸配布を考えております。

○6番（高野俊和君） ということは、灯油のほうは11月、12月に非課税世帯に配ると両方非課税世帯のほうにはダブって配付するということですか。

○町民課長（五十嵐満美君） ダブってといいますか、同じ時期に実施したほうが申請しやすいのと、福祉灯油のほうも申請受けますので、高齢者の方だったり、2回も申請する必要ないかなと考えていますので、一回で済ませようと思っております。

○6番（高野俊和君） それと、もう一つ、8ページのコロナワクチンの対策費についてちょっとお尋ねしますが、このコロナワクチンの、今回7月5日ぐらいから始まるということでもありますけれども、前回の3回目のときには大変スムーズに電話も混まずにすんなりいったのですが、今回もそちらのほうはすんなりいく状況なのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、北後志のほうの共同でまた継続して行いますけれども、古平町は単独で、北後志のコールセンターのほうか元気プラザのほうに古平町単独のコールセンター、相談窓口設けていますので、23日に900名程度に受診券発行しますけれども、その辺は体制を整えまして、電話の台数だとか職員を増員しまして、皆さんにストレスのないような受付をしようと思っております。それと、接種体制につきましては診療所の協力を得まして、古平町民が希望する数程度の接種体制は整えていますので、スムーズに行くものとして準備しております。

○6番（高野俊和君） それと、今まで接種の期間が8か月だったと思うのですが、大体。今回5か月です。それで、5か月、3か月短くなったことにおいて接種した後の後遺症とか、そういうのは全く心配ないものなのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今まで国が補償する後遺症というのはまだ一件も発生していないのですけれども、まず1回目、2回目、3回目までは重症化予防と感染拡大、発症を予防するためのワクチンでした。今回は60歳以上と基礎疾患のある方ということで、今回は発症予防ではなくて、重症化予防に対する意味合いからの4回目です。先ほどおっしゃられた5か月に短くなったことによって後遺症だとか副作用がというご心配だと思うのですけれども、今まで3回目まで打った抗体が減少してきましたので、それに対して追加で接種を行うものですので、国のほうでは安全と認めて4回目の指示があったと担当者のほうでは認識しております。

○議長（堀 清君） これで最後にしてください。

○6番（高野俊和君） これ最後です。それと、ということは今3回目打った人は現在も3回目打ったワクチンの効能は今までも続いているというふうに考えていいのですね。

○保健福祉課長（和泉康子君） すみません。今ちょっと手元に資料がないのですけれども、ワクチン3種類打ってまして、大体2か月、3週間ぐらいで抗体ができて、そこから徐々に減少しますので、3か月程度で抗体が半分以下となっていますので、効果は当然減少しております。

○3番（真貝政昭君） 歳入歳出一括でしたよね。それで、説明資料のほうで3ページになります。電源立地地域対策交付金で神恵内の申請に関わって古平町が国に申請して、これを限度に予算化したということです。それで、神恵内の件について伺いたいのですけれども、たしか泊原発が稼働するあたり、昭和60年前後くらいだと思いますけれども、もしそれから始まって、近隣の神恵内が岩内だとか共和とかが交付金をいただくようになったとすれば、今まで約40年間くらいに近い年数になりますよね。それで、基本認識として理解しておきたいのですが、この泊近隣の町村が受けてきた交付金というのは、本来古平町や全国の町村が財源として必要な年間の予算の町税として入ってくる収入を除いた残りを地方交付税ということで全国共通のレベルの行政サービスを受けるといって、そういう認識に立っていますよね。神恵内については、そういう正式な計算に基づいた地方交付税以外に関係なく電源立法の交付金を受けてきたというふうに理解してよろしいのでしょうか。その確認をまずしたいのです。

次に、5ページになります。地方債の補正がありまして、財政調整基金繰入金、それから減債基金繰入金が無くなりました。それで、皆無になったことで現時点で財調の基金の総額が幾らか、それと減債基金の現在高がどのようになるか数字を述べていただきたいと。

それから、7ページになります。総務費の地域公共交通計画策定支援業務委託料が皆増になっています。これの仕事内容といいますか、どういう作業が行われるのか、この目的について併せて説明をお願いします。

次に、9ページです。衛生費で、保健衛生総務費で一般会計で見ていた海のまちクリニックの事務長の経費を特別会計のほうに移すということが説明にありました。それで、一般会計と特別会計とのはっきりしなかったところがこれで完全に特別会計で海のまちクリニックの収支が分かるというふうになったということなのかどうか、それについて伺います。

取りあえず。

○企画課長（人見完至君） 真貝議員の質問にお答えします。

まず、1点目の神恵内の話ですが、地方交付税以外の交付金を受けてきたかというお話だったと思うのですが、これについては資料がないので、ちょっとお答えすることができません。申し訳ありません。

2点目の予算の中で地域公共交通の策定支援業務委託料についてですが、こちらにつきましては今現在走っておりますコミュニティバスでありますけれども、利用者の少ない時間帯、そこを減便なり考えていまして、その空いた時間をデマンドという形で予約制で運行できないかということは今町のほうでは考えてございます。その実証運行というのが、年内に実証運行していきたいというふうに考えていまして、その実証運行に係る運行時間の設定だとかルートの設定、そこら辺の計画支援ということでこの委託料が入っています。年内にやった実証実験を受けて分析して、地域公共交通計画の案まで結びつけていくというのが委託内容になっております。

以上です。

○総務課長（細川正善君） 今回の補正で財調と減災基金の残高ということなのですが、申し訳ないのですが、詳しいきちんとした正確な資料をちょっと今回、今現時点では持ち合わせていないので、後ほどきちんとした数字をお示ししたいと思いますのですが、私の中のうろ覚えの金額では財調が7億、減災基金が5億弱というような認識でおります。後ほど正確にお示ししたいなというふうに考えております。

○議長（堀 清君） これで全部説明したのかな。

○町立診療所事務長（細川武彦君） 町立診療所の運営事業が特別会計に移行されたことで、診療所として収支がはっきりすると考えております。

○3番（真貝政昭君） 神恵内だとか岩内だとか、多分今回の電源立法で古平町が申請して得る収入というのは、一般会計で正式に計算されてきた地方交付税の関係以外の収入として見られるわけでしょう。それが神恵内だとか岩内とかの電源立法で交付されたお金と同類というふうに判断すると、古平町と同じように全国の自治体が正式な計算で得られた地方交付税以外に得てきたというふうに判断せざるを得ないのです。それくらい基礎知識として、この7,500万という、前年に続いて今年度もこうやって計上するわけですから、そこら辺はちょっと再認識というか、正式な理解として得ておきたいのです。

○企画課長（人見完至君） 再質問にお答えいたします。

古平町の今回の7,500万に関して地方交付税の算定といいますか、入って、関係あるのかということところのご質問だと思ったのですが、算定というか、中には入らない別のものということでございます。

（何事か言う者あり）

○企画課長（人見完至君） 地方交付税の算定するに当たってこの部分が、例えば交付税算定するときは収入と支出を計算します。収入にこの基金が入るかということ、入りませんということです。

○9番（工藤澄男君） 補正予算の説明資料のほうの5ページの一番下、総務債の部分の旧役場庁舎解体事業債が1億1,300万ほど見ておりますけれども、今日ここに入札の結果が出てきたのですけれども、予定価格が約7,000万、6,900万ですから、7,000万。ここで4,000万ほどの開きがあるので

すけれども、その辺の内容をちょっと教えてもらえませんか。

○総務課長（細川正善君） 今回計上いたしました1億1,310万円という金額につきましては、当初予算で見込んでいた庁舎解体に対する金額でございます。実際におととい入札をいたしまして、お手元にあるような金額で入札、落札したということでございます。ですので、先ほどの説明でも申したように、借りることができる上限額、限度額を今回設定させていただきましたので、当初予算で計上していた金額に対して計算いたしまして、1億1,310万円というふうに今回歳入で見込んだということでございます。ですので、事業が終わりまして、事業費確定いたしましたら整理させていただきます。

○議長（堀 清君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の補正予算案の中身については、1点を除いては賛成でございます。1点反対というのは、例の電源立地地域対策交付金です。神恵内が文献調査に応募したということで、おこぼれ的なお金をいただくということなのですが、神恵内が文献調査に申請したことについて積丹半島とその周辺の地質だとか火山だとか熟知している北大教授や教育大学の専門家たち数十名が反対の意見を提出をしております。政府が最近この地層処分の適地、不適地ということで公表していますが、神恵内については神恵内の行政区の端っこの本当に僅か、歯くそみたいな箇所だけが引っかかるということで、なおさらこの申請の是非が問われます。日本科学者会議に政府側が意見を求めたところ、地層処分についてはやめなさいと。地上である程度の年数保管をして、そして様子を見よと、そういう結論を出していますし、しかも地層処分というのは処分の名のおり埋めてしまうということです。これが10万年間神恵内の村長が神恵内村の行政区に昭和新山のようにマグマなんか出てこないのだと言い切れるようなものでは全くありません。申請書そのものは、政府は門前払いをすべきだったという認識に私は立っています。それで、神恵内があいいうことになりましたけれども、古平町は正常な感覚を持って、こういうお金の申請はすべきではないと。去年もらいましたけれども、今年の方も含めて返却すると、そういう意思を示してほしいと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案31号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第31号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ961万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9,391万円とするものでございます。これは、人事異動により私事務長が専属配置になったことにより人件費を古平町立診療所運営事業特別会計へ移行したことが主な理由による増額補正でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、説明資料18ページ、19ページをお開きください。第1款1項1目一般管理費、既定の予算に961万円を増額し、8,553万円とするもので、2節給料444万3,000円、3節職員手当等337万2,000円、4節共済費145万3,000円、12節委託料1万2,000円を増額するものです。続いて、14節工事請負費33万円の増額についてですが、これは今年度予定しております電気設備更新工事におきまして、コロナ禍の影響で資材等が高騰したことによる13万2,000円の増額及び診療所Wi-Fi環境において、接続不良箇所を改善することを目的にアクセスポイントを追加するための工事請負費として19万8,000円皆増するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。下段、6款1項1目衛生費補助金、既定の予算に427万4,000円を皆増するものです。これは、新型コロナワクチン接種の個別接種を実施した医療機関に対する補助金の額が決定したことによるものです。

上に戻りまして、4款1項1目一般会計繰入金、既定の予算に533万6,000円を増額し、5,783万6,000円とするもので、さきに説明いたしました増額補正額961万円から歳入、6款1項1目衛生費補助金の皆増額427万4,000円を差し引いた財源調整を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は2点ございます。1点目は地方税法施行令の改正による課税限度額の引上げに伴う改正、2点目は国民健康保険法の改正による未就学児の均等割が5割減額となる改正でございます。本件に関しましては、去る6月8日、国民健康保険税審議会を開催し、今回の改正内容について諮問どおりの答申をいただいております。

それでは、本日お配りした説明資料で説明させていただきます。3枚物の片側ホチキス留めしてある議案第32号説明資料と書かれた資料をお開きください。改正内容といたしましては、まず賦課限度額の引上げについてでございますが、点線枠で表示してあります医療分について限度額を63万円から65万円へ2万円引き上げるもの、その下、後期高齢者支援金等分でございますが、こちらについては19万円から20万円へ1万円引き上げるものがございます。これによりまして、下のほうに記載されていますとおり、40歳未満または65歳以上の被保険者については82万円から85万円、40歳以上65歳未満の被保険者については99万円から102万円の増額となります。

次に、2枚目、未就学児の均等割5割減額になります。カラーの2ページ目をお開きください。古平町の国保税は所得割、資産割、均等割、平等割で計算されておりますが、そのうち的人数に応じてかかる均等割の部分の軽減となります。子育て世代の経済的負担軽減の観点から未就学児がいる世帯に対して一律に均等割額の2分の1を軽減するものがございます。記載しておりますように、国保税は所得に応じて7割、5割、2割の軽減と軽減なしの世帯に分かれます。クリーム色に塗ってある部分、こちらが現行の軽減部分になります。軽減なしの世帯につきましては、均等割額の丸々半分、5割になりますが、丸々半分の5割、それから軽減世帯につきましては軽減分を差し引いた残りの分の半分を軽減いたします。濃い茶色の太枠でくくってある部分が今回の軽減部分となります。この軽減を受ける対象世帯につきましては、6世帯8名となる予定です。個別の計算方法につきましては、下段のほうに現行と改正後の一覧を載せておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、3ページでございますが、ただいま説明しました2点の改正に係る影響額を載せてございます。賦課作業はこれからになりますので、確定後では数値の変更が若干ございますが、こ

ちらも参考に後ほど御覧ください。

なお、これらの改正につきましては、今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） まず、国保税等の上限の引上げに伴う影響なのですけれども、対象者については古平町は数字は押さえていますか。それがまず第1点です。

それから、未就学児の均等割5割減額というのは法定でこのようになるということなのですが、上乘せの自治体が出ていますよね。そういう実態は、そちらのほうでは把握していますか。もし近隣だけでも把握しているのであれば、説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、限度額の対象者についてですけれども、資料3枚目のほうに、中段です。賦課限度額の引上げに係る影響額ということで医療分、支援分、どちらも13世帯に影響出ることになっております。

続きまして、未就学児のほうですが、上乘せ分につきましては今のところ聞いておりません。後志広域連合の中でもない聞いております。

○3番（真貝政昭君） 今回は条例改正でこうなのですけれども、上乘せは広く見ると出始めています。少子化対策もありますので、今後のことになりますけれども、町長の腹としてはどのような腹をお持ちでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 私どもも今、後志広域連合のほうに加盟してやっているわけでございまして、その辺の内容について、それに従って進めていくという形で考えております。現段階では、上乘せ等は町単独でというのは考えてございません。

○3番（真貝政昭君） 広域でそのように足並みをそろえるって独自性を発揮しない、できないのであればやめたほうがいいのではないですか。

○町長（成田昭彦君） 今広域も全てにおいて順調に進んでいるところでございまして、私としては広域から脱退するような考えはございません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号ないし日程第11 議案第35号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてから日程第11、議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま一括で上程されました議案第33号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、27ページから32ページとなります。本件につきましては、一部事務組合の規約を変更する際は、地方自治法第286条第1項の規定により構成する地方公共団体の協議により定めることとなっております。その協議につきましては、構成する地方公共団体の長が事前に議会の議決を経てから協議することと自治法の290条で規定されております。そこで、今回の提案は古平町が加入するそれぞれの団体規約の変更の協議をするに当たり、事前に議会の議決を求めるものでございます。

3議案ともそれぞれの一部事務組合に上川中部福祉事務組合が加入することに伴う規約の変更でございます。議案第33号の規約の変更については、分かりやすいので、説明資料のほうを御覧ください。横のほうの説明資料です。29ページ御覧ください。左側が改正後、右側が現行の規約でございます。議案第33号につきましては、別表1及び別表2に上川中部福祉事務組合を追加するものでございます。

続いて、議案第34号の規約の変更については、説明資料の31ページです。同じように規約の別表(2)、一部事務組合及び広域連合の表に上川中部福祉事務組合を追加するものでございます。

議案35号の規約の変更については、説明資料33ページでございます。規約の別表第1に上川中部福祉事務組合を追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第33号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

議案第33号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

議案第34号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 報告第3号

○議長(堀 清君) 日程第12、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案理由の報告を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました報告第3号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

本件については、令和3年度に一般会計に予算計上しておりましたが、年度内に事業が完了しなかった3事業につきまして、翌年度である令和4年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146

条第2項の規定により報告するものでございます。

議案につきましては34ページお開きください。繰越しする事業のうち1つ目は、2款総務費、1項総務管理費、地方創生臨時交付金事業です。国からの交付金で実施しているコロナ対策事業ですが、令和3年度に計上した事業のうち2,838万4,000円を令和4年度へ繰り越すものでございます。主な事業内訳といたしましては、3月の第1回定例会で補正計上いたしました診療所感染症対策事業として700万円、小中学校のオンライン学習環境整備で650万ほど、水産物調整保管施設整備補助金として500万円、学校保健対策事業として230万円ほどなどが主な事業となっております。

2つ目の事業としましては、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、住基システムの改修事業でございます。国からの通知により社会保障・税番号制度システムの改修272万8,000円でございます。

3つ目の事業といたしましては、3款民生費、1項社会福祉費、臨時特別給付金事業です。非課税世帯への臨時特別給付金事業640万円を繰り越したところでございます。

財源内訳といたしましては、これら3事業全て全額未収入ではありますが、国庫補助事業でございます。

以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

暫時休憩します。1時まで昼食のため休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時54分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 令和3年陳情第7号

○議長（堀 清君） 日程第13、令和3年陳情第7号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されています。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから令和3年陳情第7号「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第14 陳情第1号

○議長(堀 清君) 日程第14、陳情第1号「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める自治体意見書」採択についての陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める自治体意見書」採択についての陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第15 陳情第2号

○議長(堀 清君) 日程第15、陳情第2号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第2号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第16 陳情第3号

○議長(堀 清君) 日程第16、陳情第3号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意

見書の提出を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第3号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17 陳情第4号

○議長(堀 清君) 日程第17、陳情第4号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める
意見書の提出を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳
情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第18 陳情第5号

○議長(堀 清君) 日程第18、陳情第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求め
る意見書の採択のお願いを議題とします。

お諮りします。陳情第5号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止をを求める意見書の採択のお願い
は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19 陳情第6号

○議長(堀 清君) 日程第19、陳情第6号 「核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うこ
とを求める意見書(案)」の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 「核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書(案)」

の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20 陳情第7号

○議長（堀 清君） 日程第20、陳情第7号 「18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法整備を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第7号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 「18歳・19歳のアダルトビデオ出演契約の未成年者取消権と同等の法整備を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第21 陳情第8号

○議長（堀 清君） 日程第21、陳情第8号 「急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第8号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 「急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第22 陳情第9号

○議長（堀 清君） 日程第22、陳情第9号 「食糧の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 「食糧の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書（案）」の採択を求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第23 意見案第1号

○議長（堀 清君） 日程第23、意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第24、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、工藤議員、梅野議員、寶福議員、真貝議員の5名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○6番（高野俊和君） 上下水道料金の減免事業についてでありますけれども、コロナ感染対策については行政、町民が一丸となって取り組んでいるところでありますけれども、北海道においては全国的に見ますと下がり幅が少し少ないのが気になるところでありますけれども、また原油価格の高騰に伴いまして電気、灯油、ガソリン、ガスなどの値上げが家庭生活を直撃、厳しい生活状況ということが現実であります。昨年度は、地方創生臨時交付金事業として上下水道の超過料金分を減免を行い、町民の方に大変喜ばれております。本年度も町財政は厳しいと考えますけれども、水道光熱費軽減対策として考えていただくことはできないでしょうかということを一一般質問として出したのですけれども、これ6月6日、議案書配付前に提出したものであります。先ほど町長の行政報告、また総務課長の説明によりまして本年度はこの創生資金の中で灯油配付事業、またごみ袋の事業など行うということでありました。本年度は交付税も少し少ないということでありまして、

本年度、かぶりますので、少し厳しいと思いますけれども、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（成田昭彦君） ただいまの高野議員の一般質問にお答えいたします。

上下水道料金の減免事業についてでございますけれども、今年も高野議員おっしゃるようにコロナの感染症対策の臨時交付金で3,696万6,000円が配分されることになりました。今回の交付金につきましては、コロナ禍におきまして原油価格、物価高騰に直面する生活者への事業支援が目的となっております。まさに高野議員おっしゃる下水道料金の減免についてもぴったし適するのかなと思っておりますけれども、今回の事業選定に当たりましては事業効果が広く町民に行き渡るものでなければいけないという観点から、役場内でもこの3,696万の配分について各課からそういった事業がないかということで皆さんから集めて、その中で建設水道課からも上下水道料金の減免というのは出てきておりました。ただ、そういった中で優先順位をつけていった場合、やはり広く住民に行き渡るといふ感じで、先ほど補正予算議決いただきましたけれども、あの5項目に絞ったわけでございます。もちろん水道料金の減免も去年非常に喜ばれていたというのは聞いてございますけれども、超過料金の減免ということであれば、例えば老人の1人世帯暮らしであれば基本料金だけで間に合っている、そういったこともございますので、私としてはこの順位の中では今議決いただくほうの中には入らなくて、この配分の中ではちょっと今年度は無理かなということで落とさせていただいたという現状でございます。

○6番（高野俊和君） 交付金も昨年と比べて少ないですし、両方厳しいということは重々理解をして申し上げるのですけれども、北斗市あたりでもこの水道の減免事業やっているようです。北斗市あたりでは超過料金のほかにメーター分といいますか、要するに基本料金も恐らく負担しているのだと思いますけれども、本年度は厳しい中ですので、大変厳しいと思いますけれども、再度、多少期間を短くしてでも本年度は少し厳しいという考え方だと思いますけれども、そういう判断でよろしいでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 水道料の基本料金の減免については、低所得者世帯については個々の減免規定もございますので、そちらのほうをもっと周知しながらそういった低所得世帯の水道料金の減免については進めていきたいと思っておりますので、そういったところでご理解願いたいと思います。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） この問題は町長と教育長に、両方に伺いたいと思ひまして、このとおりに書きましたけれども、順番にお答えいただきたいと思ひます。

古平民俗資料館についてということで、町長さんには、ほほえみくらすの中に資料館がありますが、知らない方がたくさんいるようで、見学者がほとんどいないという状態だそうです。たまに来るだけだということをおっしゃっておいりました。町の中の分かりやすいようなところに移動して、場所を移したらどうでしょうかというのが町長への質問です。

次に、教育長にですが、小学生や中学生、見学したことがあるのかどうか。戦前、戦後からの古平の人が使っていた農具、漁具、その他の道具類を見て、使用方法などを勉強することで古平の昔の仕事、生活が分かると思うのですが、いかがでしょうか。

そして、吉田一穂先生の作品がたくさんあそこに飾ってありますけれども、それも大変勉強になると思うので、生徒たちに見学なり教えるようなことはあるのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 民俗資料館についてご答弁申し上げます。

工藤議員おっしゃるとおり、資料館、本当に知らない方が多いのが実態でございます。町の中に持ってきてはどうかということでございますけれども、町の中に残念ながらそういった施設がないというのが現状でございます。そして、これあそこに持っていったのが私の教育長時代でございます。申しますとそのときはもし役場建てるのであれば役場に持ってきて、そして法務局のところを商工会の事務所に持ってきたらどうかなという考え持っていたわけでございますけれども、今となってはもう役場も解体するという状態でございますので、今の中では今の場所で、そしてそれを本当に周知していかなければならないなと思っております。広報等もそうですけれども、ホームページ等も使いまして周知していくのが今の一番の策かなと思っておりますので、そういうことでご理解願いたいと思います。本当に一穂の資料等についても立派な資料ありますので、何とかあいつたものを皆さんに見ていただけるような努力はしてまいりたいと思っております。

○教育長（三浦史洋君） 工藤議員の一般質問、後段の部分についてお答えいたします。

まず初めの小学生、中学生、見学したことがあるかということで、児童生徒、個人なりグループなりで行く部分については了知してございませんが、授業でする部分でございます。最近、コロナになってからはここ数年分かる範囲では向こうに訪れる、資料館のほうに行つての授業というのはございません。ただ、資料館の持ってこれるもの、例えば古い電話機とかたもだとかを持ってきて、また大きなもの、農具とか漁具は写真に撮ってやっております。去年は、小3で社会科の授業で私たちの町ということでやっております。道具を持ち出せるものは許可を受けて持ち出して、あと大きいものは写真に撮って、小学校3年生社会科で授業はしてございます。

あと、吉田一穂の部分については、当然訪れていませんので、写真等に写しているというものも聞いていませんので、去年の段階では勉強はしてございません。改めて今後小学校、中学校に対して資料室があるということと展示資料を有効活用していただきたいということで、授業のほうに役立ててくださいということで言っていくつもりでございます。

以上です。

○9番（工藤澄男君） 今すぐ町の中行つて、それは無理なのは分かっているのですが、実際に今の場所は車でしか行けないです。それに、大体あるということ自体が知らない。たまたま私行つたときに、最近なのでございますけれども、1年生の孫とたまたま行つたのですが、そのとき前の日に小樽の男の方の名前が載ってました。だから、知っている人はというか、聞いて来る人は小樽の人でもそうやって来ると。だけれども、実際に古平の人なんてほとんど来ないと。大体来る人がいないというのが、私用事あって何回かほほえみくらす行くのですが、そのたびに聞くのですが、ほとんど来ないというのが現状なのです。だから、やはり先ほど言ったとおり、これから考えて、なるべく町の中へ造っていただきたいと、そのようにまず要望しておきます。

それから、教育長のほうなのでございますけれども、実際に工具、農具だとか漁具だとかを子供たちに見

せたときに例えば連れていった人が、それがどういうものなのかというのを説明できるような方が果たしているのかどうかということ。うちの1年生の孫がたまたま自分で興味あったのか、1個だけ指さして、じいじ、これ何作るものだと言ったのです。それは、私たち子供のとき見た縄編み、木の機械です。だから、そういうのもあるので、古平では昔こういうふうにして縄作っていたのだよとか、それからむしろはこういうふうにして作っていたのだよ、これは例えばむしろであればこれに魚を干したりとかしていたのだよとかと昔のことを順番に教えていけば、やっぱりいつか大人になったときも思い出して、昔古平はこうだったのだってなど、そういうのが郷土愛につながっていくのではないかと、そう思ったわけでございます。ですから、そういう点ちょっと考えてみてください。

それから、吉田一穂さんの表ばかりでなく、本もあるのです。あれ私中身見なかったのですけれども、表を見れば何か漫画の本の題名みたいなのがずっと何冊も書いてあったのです。私ちょっと中は開かなかったのですけれども、そういうものもあるので、そういうもの、もしあれであれば例えば図書館にその部分だけをちょっと置いてみるとかというのも一つの案でないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育長（三浦史洋君） 再質問に対してお答えいたします。

何点かあると思うのですが、実際私も昨日行って見ました。工藤議員の名も名簿に載っていましたが、あとその前に2人ぐらいしか載っていないので、やはり実際訪れる方は本当にごくごく少ないのかなと思っております。道具の見せ方とか、実際学校で授業で行ったときに、今議員のおっしゃったことだとどんなものを使っていたかだとか、そういうものも例えば思ったのですけれども、表示がされていけばいいです。こういうもの、縄作るものでやっていたとか、できれば昭和何十年代頃なりというのができれば、知識があればそういうもの作っていききたいなというのでいいご指摘だと思うので、今後いろいろ考えてみたいと思います。

また、一穂の本、昨日実際に見ました。一穂の部分の右側のほうにあったような気がします。それも私もめくらなかったもので、実際分からなかったのですけれども、確かめて見ていて、図書館でお披露目するのがいいものか。するべきものだと判断できましたら、そのように進めてまいりたいと思います。

○9番（工藤澄男君） 町長のほうへは要望いたしましたので、あとは教育長のほうも今大体いただきましたけれども、吉田一穂さんのものを例えばこの図書館の壁に貼れるとか、そういうスペースはないのか。あれば、図書館に来た人がそれ一緒に見て、そして本も何か何冊かずと並んでありましたので、そういうのも一緒に見ればなお図書館に行った人が、普通の本は分かっているも吉田一穂の本というもの自体が我々議会はじめ知らない。恐らくこの中でもその本ほとんどの人見ていないと思いますけれども、そういうのもあるので、ぜひ検討して、そしてなるべく町民みんなに見せるようにしていただきたいと思います。

終わります。

○教育長（三浦史洋君） 一穂展みたいなのができればよろしいのかなとは思いますが、図書館についてはオープンしたばかりです。今後様々なフェアだとかというのを考えてまいりますので、本

当にスタートしたばかりですので、まだまだですので、一穂の部分も含めていろいろ検討して、いいものにしていきたいと思います。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○5番（梅野史朗君） 2つ質問させていただきます。

1つ目、町指定ごみ袋についてです。不燃のごみ袋大、黄色いやつです。あれは10枚入りとなつて、1,200円で販売しておりますが、10枚も要らないと。使うのは1枚か2枚であるという、何とかならぬかという声を聞いております。5枚入りに変更、600円販売ということは、考えられないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

町指定ごみ袋についてでございますけれども、ごみの有料化当初から商店側におきましても町側におきましても扱いやすいということを考えまして、袋入りの枚数10枚ということで統一してございます。通常の保管であれば長期間劣化しないような材質で作っておりますので、数年の保管は問題ないかと思っておりますけれども、町のほうでは10枚入りになっておりますけれども、10枚入っているから1袋で売らなければならないという規定は何もございません。ですから、町のほうで10枚入っているやつから例えばお客さんが3枚下さいといったら3枚というふうな形で実施していただければ助かるわけでございますけれども、その辺今後ごみ袋を取り扱っている商店側ともそういった今の、確かに不燃ごみの大というのはそんなに使うものではないですから、その辺の販売が可能かどうか、その辺を確認しながら、それと併せて町民周知を図っていきたくと思っております。もし商店側がそういったことを了承していただけるのであれば、そういった販売もいたしますよということは町のほうで町民に対して流してもいいと思っておりますので、まずは5枚入りにするという以前にそういったことを考えていきたいというか、進めていきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○5番（梅野史朗君） そういうやり方もあろうかとは思いますが。私も立場上そういう立場ですので、今ここで意見を述べるのは控えますが、販売側からしても多少はちょっと問題があるところもあるので、それについてはやはり業者というか、販売業者とある程度のお話をする必要があるかと思います。ちなみに、余市町に伺いましたところ、大については5枚と。中、小については10枚入りであるというふうになってございますので、その辺の利便性も考えて5と10に分けてあったのだろうというふうに考えますので、ばらで売るといいうのもいいですけれども、その5枚入りというのを考えはくしないようにちょっと持っていていただきたいなというふうに思います。この件につきましては、その後の町と販売業者とのお話合いを見ながら考えていきたいと思っております。

次に行きます。乳がん検診についてです。古平町においては、乳がん検診は30歳以上の2年に1度というふうになってございます。私もこの間検診を受けました。そこのところでも乳がん検診はこちらでやっていますというふうにはちゃんとありましたので、受けている方もいらっしゃるのだろうというふうに思っていますが、しかし若くして発症する方もいらっしゃいます。若ければ若いほどやはり病気がって進行が速いわけですから。何とか古平から乳がんの死亡者をなくするというのを考えたときに、対象年齢をもう少し下げることにはできないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 2点目の乳がん検診についてお答えいたします。

国のほうでがん死亡率減少するとか効果が認められている乳がん検診として40歳から2年に1回実施して、問診とマンモグラフィ検査を推奨しております。しかし、乳がんが発生しやすい年代というのはやっぱり30代後半から増加してくるというケースでございますので、40代後半から50歳前後がピークであるということで、古平町では対象年齢を30歳まで引き下げている、実施しているところでございます。いずれにいたしましても、対象年齢の引下げは行っておりますけれども、本町の受診率が低いというのが現状でございます。全体の今回やった検診等を考えても北海道179市町村のうち170番台にいつも位置する受診率だということで、非常にそれが今懸念されて、いろいろ担当のほうでもバス検診等行っているわけでございますけれども、なかなか上がってこないというのが現状でございます。それで、今回教育委員会のほうで健幸ポイントですか、あれを入れたというのもそういった受診率の向上に対してそういった検診を受けたら5ポイントとか10ポイントとか、そういう形で今やっているわけでございますけれども、まずそこが一つの全体を通しての原因かなと思っております。

それと、30代前半等になりますと、乳腺が発達している若年層というのはマンモグラフィやっても画像が不鮮明で、やっぱりエコー検査しなければなかなか難しいということになってございます。もしそれをやるとすれば、これから、集団健診ではそういったエコー検査というのですか、それはちょっと技師不足でできないということになってございますので、例えば本人が直接病院行って、そういった検診を受けて、それを後で立て替えていただいて、現金払い、償還払いをするという方法等もあろうかと思っておりますので、その辺ちょっと今果たして30代まで下げるのがいいのか、その辺検討していきたいと思っておりますので、ただ、今私どもは国よりも30代まで下げているけれども、何といたってもやっぱり受診率向上、やってもらわないことには次に進まないというのが現状でございますので、その辺でご理解願いたいと思っております。

○5番（梅野史朗君） 国の基準よりも下であると、努力しているというのも分かりますし、マンモグラフィでは難しい年齢であるというのもよく分かりました。

今ちょっと言っておきました。個人で検診を受けていただいて、立て替えておいていただいてというふうな方法も取れるのであれば、ぜひ今町で検診を受けている、マンモグラフィ、それと同等ぐらいの個人負担で済むような補助のほうも考えていただければ、若くて、例えば母親がそうだったからと。ちょっと遺伝の心配があるというのがいれば受けていただけるのでないかなというふうに思いますし、国の基準、2年に1度となっておりますけれども、私の知り合いでずっと検診を受けていましたと。確かに国の検診が2年に1回なので、次は2年後でいいねという話をしていたところ、それを待たずしてかかってしまったという方もいらっしゃいますので、検診に補助していただくというのと同時に、2年に1回というのはちょっと撤廃していただいて、毎年受けれるようにしていただければもっといいかなというふうに考えております。その辺についてもちょっと伺います。

○町長（成田昭彦君） 乳がん検診に限らず、何年か置いてするということはやっぱりその間に結構がんを患っているという方聞きますので、胃がん、大腸がんであっても。ですから、毎年のそう

いった検診、早期、やっぱりそういった検診を受けるというのは大事ですので、私どももこの検診受診率を向上させるということには、これ担当だけでなく、いろんな面から受診率向上を図ってまいりたいと思います。行く行くはそこにそういった小さな補助をしてもそれが医療費の抑制につながるということであれば、これは町としても助かることでございますので、その辺は本当に前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○4番（寶福勝哉君） まず、1点目、道の駅建設についてお伺いたします。

先日発刊された広報ふるびら6月号において、道の駅検討委員会の開催の記事がありました。以前どこかの場で町長から道の駅のプランについて、結構前になるかと思うのですけれども、そういう物販のスペースを少なくして、古平の情報発信の場をメインにするという話を聞いたときにそれは厳しいのではないかと思っていた矢先、こういった検討会があって、内容も図面も出ていましたし、飲食スペース、物販スペースがメインといいますか、現状はやっているほかの地域の道の駅の形態に進んでいくのかなと思って、ちょっとほっとしたところではあります。その検討会からまだそんな日はたっていないとは思うのですけれども、今現段階、町長のイメージで、いろいろ町内の飲食店さんを入れたりだとか、例えば委託業者で進めていくだとか、そういったイメージの段階でいいので、どういったふうにお考えかお答えください。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

道の駅建設についてでございますけれども、道の駅内の店舗構成や扱う品物につきましては、現時点で細部まで決まっておられません。町民交えた先ほど寶福議員もおっしゃっていた道の駅の整備検討委員会での協議結果を踏まえまして、5月12日に道の駅整備基本計画を作成しております。この計画の方向性としてしましましては、軽飲食施設として地元食材を使用したおにぎりの提供や夏場の来訪者向けにアイスクリームであったり、町民同士の交流活動に向けたコーヒーを提供を予定しております。また、物販施設につきましては、町内の各水産加工業者で製造した加工品や米などの農産物の提供を予定しております。今後道の駅管理運営事業者の募集を予定しております。具体的な内容につきましては、運営事業者からの提案内容なども踏まえて詰めていくこととなりますけれども、今日の新聞ですか、共和町の道の駅が中学生から意見を聴いたと。やはりそういった形で進んでいくのが一番いいのかなと。例えばこの検討委員会の中でも来てもらうだけではなくて、来れるような、何かそういったイベントを中でやるとか、そういった我々では考えられないような、そんな意見も出てきていますので、そういったことをこれから参考にしながら早くに運営事業者決定して、その中で一緒になって考えていかないことには進みませんので、まずそこから進めていきたいと思っております。

○4番（寶福勝哉君） この道の駅に関しては、今後古平で生きていこうと考えている人たちにとってはとても重要な場になると思っています、実際今町民からの期待度も高いと思うのです。今後どのようにしていくかという検討会で出た結果だとか、どこまでできるか分からないのですけれども、そこで配られた資料とか、僕ら議員もちょっとチェックしていきたいなど。まだ決まっていないので、出せないよという内容だったら結構なのですけれども、ある程度の進捗状況というの

はどんどん、どんどんこっちに情報を教えていただいて、それを見て僕らも意見したりだとか背中押すような行動もできるのかなと感じていますので、その辺はちょっとクイックに対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） それは、もちろん議会のほうにも提案しながら、各方面からの意見を聴きながら進めてまいりたいと思います。おととい観光協会総会あったわけでございますけれども、その中でも道の駅に対する期待はかなりあるのかなと思っております。そのときの挨拶の中でも私したのですけれども、後志管内の観光客の入り込み数を見ましたら、古平町は8万7,000人、後志管内、島牧が5万5,000人で一番少ないのですけれども、その次に続いて古平町が8万7,000人で、2番目に入り込みが少ないという現状でございます。隣町の積丹行きますと、喜茂別、ニセコ、積丹に次いで4番目に多い112万人くらい来ているという結果でございましたので、本当に道の駅でやっぱり通過型観光を目指していくのならば、そういったここで止まってもらうということも必要だと思いますので、これについては前向きに検討して、そういったいい方向に進むように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○4番（寶福勝哉君） それでは、次の質問に移ります。

前回の定例会でも質問しましたが、デジタル田園都市国家構想推進交付金についてです。6月7日、北海道新聞の記事で神恵内が教育分野でこの交付金を使って事業をスタートさせるとありました。前回定例会で私が質問した際には、町長の答弁では交付金について長期的に活用を考えていくとお答えいただいたのですけれども、それから時間がたっています。昨日の新聞などでも他の北海道内の町でこの交付金を使う町がちらほら見えてきていますので、古平、現段階で進捗はどうなっているのかお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 2点目のデジタル田園都市国家構想推進交付金について答弁申し上げます。

まず、国の動きとしましてはデジタル田園都市国家構想基本方針を6月の7日に閣議決定されてございます。その中で申しますと、今年末までにまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に見直して、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定することとなっております。古平町としましては、国が年末までに策定するデジタル田園都市国家田園構想に交付金事業を検討、決めて考えていかなければならないのかなと思っております。国の考え方は、今まで交付金が3つあったのです、この構想交付金の中で、1つが地方創生推進交付金、それから地方創生拠点整備交付金、それとデジタル田園都市国家構想推進交付金の3つあったのですけれども、これを今3つを統一するという動きが決まりました。これから詳しい制度の設計については来年度予算概算要求に向けて検討を進めていくという形になっておりますので、これらの状況を見ながら進めていかなければならない。先ほど申し上げました地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金については、自治体は地方版総合戦略に盛り込んだ事業の経費に充てると。それから、デジタル田園都市国家構想推進交付金については、文化振興などデジタルを活用した地域の課題解決、魅力向上に充てられるという方向で申請要件、それから交付上限額などが異なりますので、これから決まってくるという今国の動きでございます。それに合わせた形で、見ながら、私どもも。例えば今議員おっしゃる神恵内で実施したデジタル化でございますけれども、それについては私ども令和2年度にデジタルドリル導入事業とい

たしまして令和2年度に、と新型コロナウイルスの感染症対策の臨時交付金と学校保健特別対策事業補助金を活用いたしまして、実施いたしております。これからやっぱりデジタル、どういう形になってくるかまだ見えませんが、その辺これから年末にかけて国の動きも出てきますので、そういうのも見ながらうちの町に合う、そういったものを活用していきたいと思っております。交付金制度も様々ありますので、1つの交付金に限らずに事業の実施に当たっては本当に本町の財源的に有利となる交付金、それを使うような形で見ていかなければならないので、その辺を検討しながらこれから進めてまいりたいと思っております。

○4番（寶福勝哉君） 今の町長のお話は理解できたのですが、取りあえずほかの町でも素早く動いているところが見えてきているという部分と、あとはうちみたいな小さい町なので、国の財源うまく使って活性化につなげるように常にアンテナ張って動いていかないと、将来的にやっぱり厳しくなっていくとは思いますが。僕さっき工藤議員がおっしゃっていた資料館ですか、例えばこの資料館の画像とかデータを映像化とかして、何かデジタル資料館みたいな、そういったものの活用とか、こういう交付金って使えないのかなとさっき工藤議員の話聞いていて感じていたりとか、アイデア次第では結構今古平が持っている問題点をデジタルというところに落とし込めるのではないかなと思っていて、結構取っかかりにくいような交付金名でもありますけれども、要は交付金って考えようとやっぱり新しい何か取り入れていくという意欲があつてこそ交付金引っ張ってこれると思っておりますので、その辺年末、国の進め方がはっきりした状態で、古平も最悪そのタイミングでしっかり新しいこと取り入れるように進めていっていただきたいなと思っております。答弁結構です。終わります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時57分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1点目の町道、シドウ、私道ですけれども、シドウと発言しますので、ご理解願います。町道、私道の維持管理について伺います。

生活道路としての町道、私道は高齢化、過疎化の観点から見る必要があると考えております。今回温泉利用者から新地通学線の防犯灯の増設と道路脇の草刈りの要望を受けました。夜間の照明が不足なところがあるために不安を覚えるそうです。女性の方たちからの要望です。それと、草刈りについては3メートル道路ですか、狭い道路なので、両脇からの草や雑木が迫っているということで、蛇だとか、それから野獣、鹿類だとか、そういう獣が出てくる不安に駆られるそうです。それで、防犯灯の増設と道路脇の草刈りをしていただけないかという要望があつたのです。実際に調べましたらそのとおりで、さらに付け加えるならば安全上、道路脇がかなり深い谷間になっていますので、墓地への墓参道にも同じような措置を講じて、ロープを張って、転落防止の注意喚起という

ふうにしていますけれども、新地通学線の場合についてはちょっと転げると大事故につながりかねないので、安全管理上、町道ですから、適切な措置を取るべきでないかというふうに思っています。適切な対応をお願いしたいというのが私の考えです。その点どうなのかということと、そのほかに町道ではないけれども、生活道路として使っている私道について、最近では御崎町と、それから港町の私道について付近の住民から砂利の敷設とか、長年の車両の通行によるわだちが深くなってきている、それらの問題解消に町が何とか関与できないかという要望を受けています。具体的な場所についてはここで論じませんが、また幾つか私道については要望を受けていますけれども、その都度、土地の所有関係がどういうふうになっているかというのがかなり複雑になりまして、私のほうで一々個人的なそういう財産について調べるといのは限界がありますので、この際町側のほうで何とかできないかという考えでいます。高齢化だとか、それから同じ私道を例えば何軒かで利用していたのが空き家が続きまして、1軒や2軒の経済的な力では対応できないというような状況が加速していますので、町内の私道については町側でちょっと全面的に調査なりするなりして、順次住民の要望を解消していくという考えに変えていくべきではないかというふうに思っています。従来ですと、私道については町は関知せずと。近隣の生活道路を利用している住民だけで対応するようというものが今までの対応でしたので、そうも言っていられない時代になりましたので、この際転換を図るべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

町道、私道の維持管理についてでございますけれども、ここ2つに分かれるのかなと思っております。まず、防犯灯でございますけれども、これ私の家の前から上になるということなので、ちょっと答弁しづらいのでございますけれども、あそこに水道ポンプ場ございます。あのポンプ場から確認いたしましたら、防犯灯8基設置されております。今、見ても防犯灯としては適当かなという考えでございます。以前梅野議員からも同じような質問あって、私も担当のほうで暗いとか、そういった情報があれば現地を確認いたしまして、必要に応じて設置等の対応しておりますので、今後とも同じ方向で進めてまいりたいと思っております。

それから、草刈りについてでございますけれども、これこういった真貝議員から一般質問が出たからということではないのですけれども、昨日、おとついとあの辺全部草刈り実施しております。今年についてはちょっとやむを得ない事情ございまして、遅れたというのが現状でございます。私もあの道路を見ていて、いつもお年寄りが通るというような現状でございますので、一番私が怖かったのは除雪終わった後舗装が傷ついて、その石ころが散らばって、それに足滑らせて転ぶというケースもございましたので、その辺については今年雪解けと同時に傷んだ箇所を舗装してございますので、今年は大丈夫だなと思って見ていたわけでございますけれども、いずれにしましても今見た限りでは道路、ポンプ場から上の8基ついていて、適当かなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

草刈りについては、先ほど申し述べましたように、昨日で上まで終わっておりますので、これからもそういった、確かにあそこ道路狭いから、草出てくると狭くなるというのは現状把握してございますので、その辺は十分に気をつけながら見守っていきたいと思っております。

(何事か言う者あり)

○町長(成田昭彦君) すみません。それと、私道の取扱いでございますけれども、ここで御崎、港町と打ってございますけれども、御崎、港町に限らずに全町に関わることなので、どことは限定せずにお答えいたしますと、私道については個人財産という扱いの中で基本的には町としては関与しないという方向で今までの方向と、やはりどこにどれだけ私道あるか私どももちょっと把握してございませので、今までどおり基本的には町としては関与しないという方向性で進めていきたいと思っております。

それから、町道ではないけれども、その通路に町有地がある、そういった場合もございます。その場合については、当然町が管理しなければならないと考えておりますので、必要最小限度であってもそういった砂利敷きやその辺はやっていきたいと思っておりますので、担当課のほうに言ってもらえれば対処してまいりたいと考えておりますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○3番(真貝政昭君) 通学線という道路名は、改めて思い起こせばかつての学校に通っていた道路なのだなという、ネーミングが、改めて思い起こしました。当時は、3メートル道路というのはごく普通だったのです。歴史を感じたのですけれども、町長の入り口、玄関前は約5メートルくらいの幅があって、その上のほうが3メートルというので、将来の温泉利用者の便宜、安全上のこともありますけれども、拡幅も含めて、それから谷への転落防止も含めて安全管理の観点からちょっと見直す時期でないかなと。可能性としてそういうのを感じました。まだこの路線、下のほうも含めていろいろとご注文があるようなので、注意深く住民の声を聴いて対応していただければなというふうに思っています。私道として使われている中に町有地がある場合の対応は、今までの町側の対応からすれば前進面なので、できる限りそういうのを把握して、対応していただきたいなと思う次第です。

次に、地震対策について伺います。今回の核のごみの一連の騒ぎで、関係がないという感じもちょっとあったのですけれども、寿都の文献調査への申請が改めて非常識だなというふうに今回確認できました。それで、町民の方にもお知らせしているのですけれども、黒松内町はかなり危険な断層地帯に、真上に生活を営んでいるということが分かりました。その延長線上に寿都町があるということで、今回の文献調査の申請というのは本当に非常識だなというふうに実感したのですけれども、町長には黒松内町で示している住民向けの注意喚起の様子、お知らせしてありますので、把握していると思うのですが、かなり大きな地震が想定されていると。それで、前本間町長の時代に古平町の地震対策といえますか、地震があった場合の建物被害がどのようになるかという調査をやったのですけれども、当時もその調査結果に疑問を投げかけました。新地方面よりも浜町方面の建物被害が大きいという結果が出たのです。私の認識なのですけれども、真逆の結果が出ると予想しています。それで、幼児センターを建設した際に地盤調査をやっていて、その結果地表面から約10メートル以上の深さまで粘土層で、新地方面の住宅がちょっとした地震でもかなり揺れるというのは前々から常識なのですけれども、熊本地震で明らかになったのは普通川のそばの建物被害というのは川から離れたところよりも大きいというふうに常識的に言われてきたのですけれども、全く違う結果が出た。その理由は、同じ川のそばでも粘土層が深いところとそうでないところでは全然違う

のだという結果が出たのです。そのときの、NHKの検証番組でしたけれども、粘土層が大体10メートルくらいのところに建っている2階建ての木造住宅というのは非常に被害が大きく出るという、そういう結論めいたものが出ていたのです。それで、古平町の地震対策というのはどれくらいの想定をしているかという、もう既に町側から発表されていますけれども、震度6弱というものに対して対応するという、そういう計画になっています。建物被害の調査結果というのが結局倒産した会社につくらせた調査結果だったのですけれども、改めて黒松内の地震対策と申しますか、を基礎にして、古平町は急ぐ必要があるのではないかと申すように思っています。地震が起きた場合の被害想定も含めて見直し、それを早くすることと大きな地震が起きたときの対策、町側の住民に対する対応というか、そういうのが再検討される時期に来ているのではない……急ぐ時期に来ているのではないかと申す認識なのです。それについて答弁をお願いします。

○町長（成田昭彦君） 2点目の地震対策についてご答弁申し上げます。

まず、北海道が平成30年2月に公表しました平成28年度地震被害想定調査結果報告書によりますと、古平町の地震想定におきましては黒松内低地帯断層、今真貝議員のおっしゃる断層、地震は最大震度は震度5強と想定されておりますけれども、古平町へ最も大きな被害をもたらすのは多分留萌沖の地震であると想定されますので、その最大震度が震度7と想定されております。こういったことから、地域防災計画等、今年3月に策定しておりますけれども、留萌沖の地震を想定した計画策定で対策を進めております。地震や津波が発生した際の対策を考える場合に発生する頻度よりも被害が最も大きなものを想定して対策を考えなければならないと思っております。過少な被害想定で対策を考えることにもなりかねませんので、古平町では被害が最も大きいと推測される留萌沖の地震を想定して策定しているという形でございます。近年の具体的な対策といたしましては、ハード面では災害対策本部の拠点となる複合施設ができたということで、まず対策本部は安心かなと思っております。ソフト面におきましては、この3月に防災ハンドブックの改定版を全戸配布したところでありまして、これからもそういった訓練、あるいは広報等を頻繁に行っていく必要があるのかなと思っておりますので、そういったことで地震対策については進めてまいりたいと考えております。

○3番（真貝政昭君） 一番影響が起きるのが留萌沖だということで進められているということです。胆振東部地震は警戒すべき断層帯としては札幌方面に通じている断層帯が一番あれだったのですけれども、胆振東部地震は想定外の違う箇所地下深くで動いたようだ。そういう場合もありますので、いついかなる、どんなところでもそういう大きな地震が起きても対応できるような対応策を図っていくべきだというふうに思っております。常々言われていますけれども、新地方面の方たちの避難場所だとか、そういういろんな総合的な問題がありますので、地震対策については急いでいただきたいなと思う次第です。

次、3番目の質問に移ります。複合施設の備品購入の入札についてです。これは、本当にびっくりしました。議会にどんなものが備品として入るのか一切説明がないままに予算が可決されてから5日後にインターネット上に公募して、申込みの締切りが4月1日のエープリルフールと。キツネにつままれるような、そういう日程で執り行われまして、結果的に1社しか来なかったという面白

い結果になってしまったのです。それで、担当した責任者が一極集中で総務課だったということもありまして、ほかの課長さんたちは知らなかったのだらうなというふうに思うのです。それで、その方ではなくて、貞村町長にちょっと焦点を絞って、首をかしげることがあるのです。1つは、貞村町長は道庁出身のそれこそ事務的なことまで精通して、分からなければ道庁に問い合わせ、幾らでもきちんとやれる立場の方だったのです。それで、担当していた責任者が大分前から、普通民間企業であれば辞められる1か月以上前には責任者に、経営者に辞めるからという通知を出さなければならないという常識があります。ですから、2月以前には既に貞村町長に辞めるということ伝えていまして、貞村町長が指示を出せば辞める3月いっぱいまでに議会に説明して辞めなさいということ是可以するのです。それがまずそういうのをしていなかったということです。それから、古平町の入札の規則ですけれども、締切りまで10日間というのがあります。これは、金額は一切不問で、条例がつけられたあれを見ますと、昭和25年なのです。それから変えられたことがあるのでしょうか。それと、今までの、私40年間議会に参画しているのですけれども、備品購入で一番額が大きかったのは古平小学校なのです。正確な数字は覚えていないのですけれども、5,000万くらいだったと記憶しています。今回はその3倍以上の金額についての備品購入なのです。10日間という日程を守るにしても、4月から5月までの任期期間があれば、その間に入札をしても何もおかしくない。それから、道のほうに備品購入の入札の期限を問いましたら、3,000万円以上については40日間という基準があるのです。これを貞村さんは知らないはずがないのです。額からいってもなぜ道の常識に従わなかったのかという疑問があるのです。それらを含めて町長に感想を聞きたいのです。改善する点があれば、どこら辺を改善すべきかというのをもう既に検討がされているのではないかとこのように思っているのですけれども。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の複合施設備品購入の入札について答弁申し上げます。

はっきり申し上げまして、前政権時の終わってしまった話であるというふうに思っております。私もこの入札日と、それから工事公告日、その辺を調べてみたのですけれども、真貝議員おっしゃるように、うちの財務規則では10日前までと財務規則の中で定められております。そういった中で入札執行だったのかなと思っておりますので、事務上に違法性が認められるわけではないということで、私からはそこでコメント控えさせていただきたいと思えます。

○3番（真貝政昭君） 多分そういう答弁だろうというふうに思っています。でも、やっぱり町民から首をかしげられるようなことをやっては駄目なのです。今回の場合は本当に首をかしげる、何でもかようなふうになったのだという疑問が随分と語られています。こういうことをやっぱり防ぐ必要があります。いつこの条例がつけられて、改善されてきたのかというのも過去に振り返って検証してもらって、道でそういう金額によって期間が設定されているのであれば、やはり公明正大なガラス張りの入札というのを目指してほしいのです。他町村の入札について、工事が物品かちょっと判別はできなかったのですが、こういう入札の手順があるのだということをお聞きしたことがあります。最初は指名競争入札で行って、それが5社以上になっています。5社指名をして、4社が棄権をしたと。1社しか残らなかった場合は競争にならないので、これを一般競争入札に移して、それで1社しか来なかったらそれでよしという手順が公明正大な入札の在り方の一つとしてあると伺っ

たことがあります。そういう手順も含めて、それから金額と、それから工事期間、それらをやはり早く検討していただいて、町民に信頼される入札をしていただきたいと思いますと思うのですが、どうですか。

○町長（成田昭彦君） やはり首長として一番気をつけなければならないのがこの入札執行かなと考えております。この部分についても私ども、多分私の記憶からいくとこの財務規則についてもその都度、その都度その箇所の必要性に応じてしか見直しをかけていなかったというふうに記憶にございます。この入札執行に関しては、公明さを守るようにきちっと皆さんから誤解を招かないような、そういった形で考えていかなければならないと思っていますので、財務規則等についても他を参考にしながらきちとした形で進めてまいりたいと思っていますので、本当に昨年4月の臨時議会の財産取得、それから工事契約の締結等見ましても5名の議員さんから賛成いただけなかったということであれば、やっぱり首長としての責任も考えなければいけませんので、そういうのが公明にできるような形でこれからも進めてまいりたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 次に、広報ふるびらについて伺います。

これをどうすれ、こうすれということではないのかもしれませんが、私の政治活動の原点は反戦平和の、そういう社会をつくるというのがまず大きな眼目で今までやってきたのです。政党に所属したのもそういう運動の一員として社会に貢献したいという、そういう思いがあって今まできたのです。それで、実は私の父もその兄の伯父さんも戦争に行きまして、たまたま父親が生還して、私が生まれたということになりますけれども、兄は父から伺っていたところ、ボルネオで亡くなって、遺骨は帰らなかったと。それで、御霊は靖国神社に奉納されていると。英霊です。それで、私のお寺は戦争中積極的に侵略戦争に協力しまして、戦争に反対したお寺さんの世界では地位ある方を破門というのですか、除名するほど厳しい処置を取った仏教界では唯一の宗派なのです。ところが、たくさん亡くなりまして、侵略戦争に反対するという機運が戦後総括されまして、除名したお坊さんを復権させて、そして戦後50年たったときに不戦決議というのを本山でしているのです。国会と同じなのです。衆議、参議というのがあって、どちらもそれに賛成して、二度とああいう戦争に門徒を送らないと。これからは世界の平和に貢献するという決意をしているのです。非常に同じ門徒になっている私としては誇らしい決議をしたというふうに思っているのです。その20年後にも非戦決議というのをして、改めて戦後制定された日本国憲法を守り、発展させるという立場を貫いているのです。昭和天皇も新憲法を發布するときに幣原喜重郎という元総理大臣と意見交換し、この幣原さんという人が憲法9条を日本国憲法に取り入れるようにと熱心に働いた方だということが分かりましたのです。その憲法を私の所属している政党もこれからも守り抜くという立場を取っています。私が政党に所属したあたり、仕事に明け暮れて、遊びに明け暮れて、何も政治的なそういうのがちょっとぼやけていたときに戦争中にひもじい思いをして、終戦の日に合わせて一日断食をされている郵便局員の方がいたのです。その方に終戦の日を答えることができなかったという、そういう恥ずかしい思いがあるのですけれども、広報見ますとかつてのそういう惨禍がまるでなかったかのごとく平和そのものの感じが伝わってくるのです。憲法が制定された日も終戦の日もロシアのプーチンみたいに先制攻撃で真珠湾を攻撃したときも何も広報からは伝わってこないのです。

私は、やっぱりこういう経験の風化だと思っています。新憲法の下で我々が地方自治の一員としてここに参画しているのですから、やはりそういう犠牲になった人たちや戦後つくられた新しい憲法がどれほどすばらしいものかということのを少しでも町民に伝えていく役割は、我々がいなくなった後やはり町側が引き継いでいくしかないのかなというふうに思っているものですから、町の広報にそこら辺を期待して、質問項目に上げた次第です。どうでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 4点目の広報ふるびらについてご答弁申し上げます。

質問件名と質問要旨がちょっとかけ離れていて、どういう答弁すればいいのかなというふうに思っていたのですけれども、あくまでも私の立場から申し上げますと、広報ふるびらの発行につきましては町政に関する諸般の事項を町民に周知する、それから町が抱える問題等について町と町民が共に考えていくことができるような土台となる情報の共有などを目的としていると思います。真貝議員のおっしゃる戦後の平和憲法の下での終戦の日、終戦記念日ですか、そういったものを知らせない広報ってどうなのでしょうかと申しますけれども、私こういったもの、終戦の日、例えば日本国憲法の公布日が11月3日でしょうか、それから施行日が5月3日でしょうか、そういったことを周知するというのは地方自治体ではなくて、やっぱり国の責務かなと思っておりますので、その辺はそういったことで広報にこのようなことを掲載するということは考えてございません。これは、あくまでも国のほうでそういったものをやっぱり周知するのは当然のことかなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 今回文集ふるびらを見させてもらって、戦争について文章を書いているらしい中学生だと思えますけれども、大変感心しました。最近の子供含めて若い人たちは、テレビや新聞を見なくなっています。時期になりますと、沖縄戦だとか戦争中のあれだとかいろんな特集をするのですけれども、私はなるべくそれを見るようにして、父親や伯父さんがたどった経路だとか経験、それから友達を亡くした思いだとか、それを連想するように心がけているのです。余市町で私感心しましたのは、広報に副読本みたいな形で余市町に昔こういうことがあったというような特集といいますか、冊子ですけれども、その時々の農業だとか、それから文学だとかという中にニッカの「マッサン」が放映された頃にリタ夫人が戦争中特高警察に見張られていたという、そういう記述もありまして、なかなか広報というのは、今おっしゃったように、政治的にノンポリでなければならぬというような表現がありましたけれども、学校でも副読本があるように、やはりいろんな形で町民にいろんなことを知らせることができるのではないかと。今「せたかむい」が発行されていませんけれども、ああいう形態でもいろんな経験を持った方たちが活字にしてまとめると。今余市町のこんなことがあったというやつは一冊の冊子にまとめられまして、図書館に所蔵されていますけれども、多様な形態が取れるのではないかと。それから、教育のことを考えますと、歴史を含めて子供たちの情操教育というのは非常に大事ですから、自然も含めて。こういう自然豊かな環境がそういうおかしな戦争に巻き込まれていくのを防ぐという点でもやっぱり命を大事にしていくという、そういう観点からいろいろ柔軟性を持って対応していけるのではないかと。今「せたかむい」が発行されていませんけれども、可能性を私は追求しているのですけれども、町長のお考えをお伺いします。

○町長（成田昭彦君） なかなか難しい問題だと思えますけれども、先ほど述べたように、例えば

それが町として実施したときに一歩間違えば思想的なものにもなってしまい、そういった危険性もはらんでおりますので、広報におきましてはやはり先ほど申し上げましたような形で進めてまいりたいと思っております。発行に際しまして、今の形が読む、そういった形でいいのか、町民の方に見やすい紙面作り等、そういったものを考えていくということはありませんけれども、一つのものに特化してそういったものを進めていく、例えば戦争のと言いますと9条改正、片方では反対とか、そういったものありまして、そこにやはり自治体としてそういったことにはまっていって、そういったものは非常に難しいのかなと思っております。例えばそういった戦争は風化していく、そういった語り部さんがいて、そういう話をするとか、そういうことであればいいのですけれども、真貝さんの時代もあったと思うのですけれども、私が中学生の頃、まだ大火の話をしてくる先生がいました。必ず体育館に集まって、こういう状態でこうでしたという、それも今は風前のともしびで、ございません。そういった形のものは大事かなと思えますけれども、いかんせんそういった語り部をやってくれるような人もおりませんので、そういったことで広報についてはそういったことは考えていないということと理解いただきたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 今は統一ロシア党というのですか、プーチンが所属している政党というのが。あれがピョートル大帝の時代の話を持ち出して、それこそウクライナに先制攻撃して、あれを見て評論家の皆さん方が昔の真珠湾攻撃を思い出したというふうに言っていますけれども、そういう悲惨な経験を通じて、権力を縛りつける憲法というものをつくって、憲法の理想に向かって働かせるという、そういう崇高な憲法をつくっておいて、それこそ9条を変えるだとかおかしなことを言い始める方も出始めてきて、やはり町民の中には不安を感じている方が、女性も含めて妙な時代に行き当たってしまったというふうに言っています。だから、過去のことはやはり避けて通れない、そういう経験を基にして今の私たちの生活があるのですから、そこら辺は政治的な健康にはならないと思うのです。私長く経験させてもらって、戦争を体験した方で特攻隊の経験のある方もいらっしゃいましたし、それから戦争中小学生で、勉強した記憶がないという方もいらっしゃいました。兵隊を見送るのと援農と軍事教練で勉強したことがないというのです。そういう時代があったということを子供たちに伝えていくということは、大事なことだと思うのです。テレビでも分かりますけれども、戦争というのはそういう事態になるのだということはやはり生々しくまだ伝えれるときだと思うのです。今回のウクライナの経験は戦争を知らなかった世代は戦争を知ることができた世代になりましたので、十分戦争というものを考えるいい時期ではないかと思っておりますので、ぜひとも積極的な発想で対応していただきたいと思う次第です。

終わります。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時45分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま意見案第2号及び議案第36号が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号及び議案第36号を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 意見案第2号

○議長（堀 清君） それでは、追加日程第1、意見案第2号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第36号

○議長（堀 清君） 追加日程第2、議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（人見完至君） ただいま上程されました議案第36号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和4年度旧役場庁舎解体工事について工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治

法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、工事の種類、令和4年度旧役場庁舎解体工事。2、契約金額、7,535万円。3、契約の相手方、福津・水見・坂本・伊藤・苗代沢共同企業体、代表者、古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。4、工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。5、契約締結の時期、令和4年度。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第36号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第25、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第26 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第26、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第27 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第27、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(堀 清君) 日程第29、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 日程第30、古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第31 議員の派遣について

○議長（堀 清君） 日程第31、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3時00分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員